

みんなでささえる 国保会計



～70歳から74歳の国保加入者の方へ～

1. 平成26年3月末まで窓口負担が1割に据え置かれます。

医療制度改革の経過措置により、平成25年4月から窓口負担を2割とすることとされていましたが、再度の経過措置により平成25年4月から平成26年3月までの1年間、1割に据え置かれることになりました。

※現役並み所得者の方の窓口負担は、これまでどおり3割のままです。

なお、支払っていただく医療費のひと月あたりの自己負担限度額についても、そのまま据え置かれます。

■自己負担限度額(月額)

世帯区分		外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
3割負担	現役並み所得者 ※1	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 多数該当の場合は44,400円 ※4
	一般	12,000円	44,400円
1割負担	低所得者Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ※3		15,000円

※1 住民税の課税標準額が145万円以上の方、および課税標準額が145万円以上の70歳以上の方と同一世帯に属する方

※2 世帯主および世帯全員が住民税非課税の方

※3 低所得で、さらに各所得が必要経費(年金所得は控除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円となる世帯の方

※4 多数該当とは、過去12カ月以内に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降が該当

2. 国民健康保険高齢受給者証を再送付します。

上記の経過措置に伴い、4月1日以降に使用できる、新しい高齢受給者証を再送付します。対象者には3月下旬に送付しますので、現在お持ちの高齢受給者証と差し替えてご使用ください。

■有効期限について

有効期限は平成25年7月31日までとなっています。

8月以降の高齢受給者証については、負担区分を判定し直します。

なお、平成25年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方については、有効期限は誕生日の前日までとなっています。

国民健康保険高齢受給者証		交付年月日	年	月	日
記号・番号					
住所	〒				
氏名	見本				
性別	男	女			
生年月日	年 月 日				
一部負担金の割合					
発給年月日	年 月 日				
有効期限	年 月 日				
保険番号並びに保険者の名称及び印	□□□□□				

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(直通)
 【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(直通)